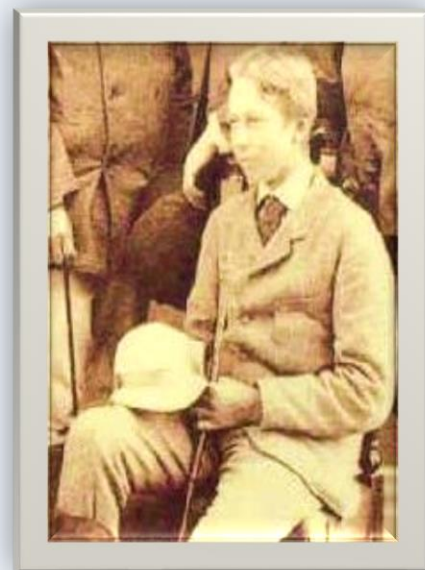


1880年 プロイセン皇孫ハインリヒ 吹田遊獵事件 —その背景と意義—

2014.12.12(金)
15:00~17:00

プロイセンの皇孫17歳のハインリヒは、キールの港から世界漫遊の船旅に出て、1879年5月23日に横浜に錨を下ろす。翌年2月7日、神戸に滞在中のハインリヒ一行は、鴨猟の禁止されていた吹田の「釈迦が池」にお忍びで銃猟に出かけ、農民と紛争を生じ、一人の農民が怪我を負わされたことから、一行の身元を確認しようとした警察官とトラブルとなった。当時、列強には治外法権・領事裁判権が認められていたため、刑事事件につき日本には裁判権がなかった。外務卿・井上馨は、条約改正の宿願達成のため、叩頭外交を展開し、ドイツ側に対し大阪府庁と吉志部神社で謝罪式を行い、警察官を罷免したばかりか、政府を批判した新聞を発禁処分とし、編集者を処罰する。ドイツ側の資料をも参考にし、吹田においても近年郷土史家の関心を失いつつあるこの事件における治外法権の実態とその歴史意義を再確認する。



講演

山中 敬一(大学院法務研究科教授)

司会

川口 浩一

(例外状態と法研究班研究員、
大学院法務研究科教授)

聴講自由
申込不要



関西大学千里山キャンパス
児島惟謙館1階第1会議室

問い合わせ先

関西大学研究所事務グループ

〒564-8680吹田市山手町3-3-35
TEL:06-6368-0329 FAX:06-6339-7721
E-mail : hogakuken@ml.kandai.jp